

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第14回）議事概要

1 日 時

平成22年7月5日（月）午後3時から午後4時50分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

池 田 あけみ，北 野 彰（家庭裁判所委員会委員を兼任），小池 明 善，小 泉 武 嗣，近 藤 善 資，坂 本 倫 城（家庭裁判所委員会委員を兼任），澤 村 富美子，宅 間 一 之，細 川 隆 弘，明 神 康 喜

イ 家庭裁判所委員会委員

石 田 正 俊，井 上 新 平，北 野 彰（地方裁判所委員会委員を兼任），小 池 覚 子，小 山 鐵 夫，坂 本 倫 城（地方裁判所委員会委員を兼任），山 中 悠紀子，溝 渕 悦 子

(2) オブザーバー

安 西 二 郎（高知地方裁判所刑事部裁判官），下 田 厚 郎（高知地方裁判所刑事首席書記官）

(3) 事務担当者等

中 村 幸 一（高知地方・家庭裁判所事務局長），西 田 康 裕（高知地方裁判所民事首席書記官），近 藤 英 彰（高知地方裁判所事務局総務課長），石 川 公 寛（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），棚 田 正 之（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官），北 渕 厚 子（高知家庭裁判所首席書記官），櫻 川 喜 生（高知家庭裁判所事務局総務課長），

長 野 時 夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判員制度の運用状況について

(2) 意見交換等

ア 安西二郎オブザーバー及び下田厚郎オブザーバーから、当庁における裁判員制度の運用状況についての説明が行われた。

イ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員又はオブザーバー）

○ 私は裁判員裁判に関心があり，裁判員をやってみたいと思っていました。

今日，法廷を見学して裁判員席と被告人との距離が近く，その距離感が人が人を裁く生々しさを感じました。裁判員はプレッシャーも大きいだろうと思います。それで，裁判の前と後とで，裁判員の心理がどう変わったのかに関心があります。

● 全体としての感想ですが，裁判員に選ばれた直後は緊張感が高い状態といえます。選任後，法廷に案内して，どんなところかを見ていただいたり，雑談も含めて色々と会話をしていく中で徐々に緊張が解け，半日か1日たったころには冗談も出てリラックスしてきます。法廷の中では真剣ですが，途中にとる休憩中は和やかな雰囲気です。裁判が終わった後では，実は裁判員をやりたくないと思っていたが，やってみてよかった，勉強になったとの話も聞きます。

○ 新聞の特集記事に，裁判の秘密を保持することにメンタル的なプレッシャーがあるとあります。ある時期になれば秘密を開示してよいとか，その裁判員6人だけで集まれる場があったらいいと思います。

● 今の法律では，守秘義務の関係で，裁判の秘密を公開することは難しいでしょうが，いろいろ御意見を伺っているところです。

○ 辞退が認められた人を除いて，裁判員候補者として残る人の男女の割合

はどうでしょうか。

- 男女比を調べたことはなく、客観的にはわかりませんが、仕事上の理由から辞退を希望する人に男性が多いかもしれません。
- 裁判員に選任されるのが極端に女性が多いとか偏ると、男女で発想が違ふようなこともあると思いますので、あまりに違うのはどうかと思います。
- 実際に裁判員に選ばれた男女の比率はあまり変わらなかったのではないのでしょうか。最高裁のホームページに載っていると思います。
- 私は以前アメリカに住んでいたことがあります。アメリカの陪審員では、女性の方が多いという傾向が見られます。アメリカでは仕事を理由に辞退することは認められていません。ただ、勤務地が例えば日本だったりしたら辞退が認められます。男性の方が外国勤務が多いのかもしれませんが。雇用する側としては、大抵は裁判に2週間かかりますが、義務として従業員を有給で裁判に参加することを認めないといけないことになっています。アメリカと日本を比べれば、日本の方が裁判員の負担を軽減する仕組みが多いのではないのでしょうか。アメリカでは病気とか物理的に無理なとき以外は辞退ができませんし、メンタルヘルスサポートも託児所のサポートもなく、指名された人が自分で対処するしかありません。アメリカに比べ、日本の方がいい制度と思います。
- 裁判の報道を見ていて、被告人が犯罪を犯したことに間違いはないと思うが、被告人が否定することがあります。素直に罪を認めたときと、否定していたが証拠で罪を認めたときとで、情状は変わるのですか。
- 一般論としてですが、素直に罪を認めた方が刑が軽くなる傾向があります。ずっと黙っていたらプラスにもマイナスにも捉えられませんが、積極的に嘘をつくと重く捉えることもあります。刑を決めるのに、反省しているかどうかのも一つの要素です。ただ、刑の重さは反省しているかどうかだけで決めるものではありませんから、全体を見て、それぞれの事案での判

断となります。

- 罪を認めて反省している人と、犯罪事実が明白で、証拠から見ても不自然不合理な言い分をして反省していない人とは、同じ行為であっても検察官の求刑が変わります。
- 企業の側から裁判員裁判を見た場合、中小・零細企業では代わりの社員がいないので、負担が大きいともいえます。
- アメリカでは零細企業であっても、選ばれたら社員を出さないといけません。ただ、日米で零細差が違うのかもしれませんが。
- 裁判員制度一周年のフォーラムに参加して、他県で裁判員をした人の話を聞いていて、気になることがありました。それは裁判員選任手続の受付で身分確認がなかったので、誰でもいいのかと言っていたことです。この点は検討した方がいいかもしれません。
- 呼出状を持ってきた人を本人と認識していますが、身分証明書をみせてもらったの確認はしていません。
- そのフォーラムで話していた裁判員経験者は、最初はかちかちで、法廷へどんな顔をして入ったらいいのか、法廷内でどこを見たらいいのだろうと緊張したそうです。最初にある起訴状朗読も耳に入ったような入らないような状態だったが、その後自分を取り戻して、だんだんと慣れてきたそうです。市民として裁判に参加するので、犯罪者がこの社会に戻ってきていいのかとの思いが最初にあり、過去の判例との葛藤があったと話されていました。私もこのような意見を聞いて、自分たちもしっかりしないといけないというのが感想です。
- 今年の裁判員候補者名簿に記載されている人数が2960人とのことですが、その人数が多いのか適正なのかよくわかりませんが、その人数とした根拠は何でしょうか。
- 当庁の過去5年の裁判員対象事件数のうち、多い年の3年平均すると

29. 6件となります。その1件につき100人を裁判員候補者と選定すると仮定して計算したものです。

○ 当初選定した人が100人としたら、事前に辞退が認められた人などを除いて、平均すれば最終的にそのうちの43人が選任手続期日に呼ばれ、その中から6人の裁判員を選ぶのであれば、43人も呼ばなくてもいいのではないのでしょうか。

● 裁判員等選任手続では、6人の裁判員の他に、これまでの経験では2人から4人程度の補充裁判員を選びます。また、検察官及び弁護人は、理由を示さずに双方とも4人ずつ、もっとも、人数については補充裁判員を何人選ぶかによって4人に数人が加わりますが、法律で定められた人数の候補者を不選任にすることができます。仮に検察官及び弁護人がその人数分だけ不選任とした場合においても選任手続に支障がないようにする必要があります。また、当日お越しいただいた方のうち、辞退の申出をされる方もいますし、被告人や被害者と関係があつて裁判員になれないという方がいらっしゃるかもしれません。そのようなことも想定して、裁判員裁判の日程が決まった際に、裁判員候補者の選定人数を決めているところです。今後、経験を積み重ねる中で、必要な裁判員候補者の人数の選定の精度を上げていきたいと思ひます。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会

ア テーマ

地方裁判所における民事事件の現状について

イ 開催日

平成23年1月31日(月)午後3時

(2) 家庭裁判所委員会

ア テーマ

少年事件について～高知家庭裁判所における保護的措置の取組み

イ 開催日

平成23年2月3日（木）午後3時

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室